

2025 年 7 月 4 日

お客さま 各位

九州労働金庫

トカラ列島近海を震源とする地震にかかる義援金口座の開設と 系統内為替手数料免除措置手続きのご案内について

当金庫は、災害支援のために会員団体等が開設した義援金口座への当金庫窓口からの振込手数料（ろうきん本・支店宛）について、免除措置を行っております。

つきましては、義援金口座の開設手續等について以下のとおりご案内いたします。

記

1. 義援金口座の開設手続き

会員団体等が、標記災害の支援のため労働金庫に義援金口座を開設する場合は、労働金庫の支店で義援金専用の普通預金口座開設の手續をお願いいたします。

2. 為替手数料免除措置の手續き

上記開設口座への振込手数料を免除とする場合は、口座開設時に、次の書類の提出をお願いいたします。

- ・ 義援金の取扱期間等を記載した代表者名による手数料免除要請書

以 上

つながる あした、ひろがる みらい

九州ろうきんは、労働金庫法に基づき設立された勤労者のための福祉金融機関です。